

## 大和市子ども読書活動推進会議設置要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定により本市が策定した計画（以下「推進計画」という。）に基づき、子どもの読書活動の推進を図るため、「大和市子ども読書活動推進会議」（以下「推進会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

**第2条** 推進会議は、次の各号に定める事項を所掌する。

- (1) 推進計画に基づく実施計画（以下「実施計画」という。）の策定に関すること。
- (2) 実施計画を総合的・計画的に推進するための検討に関すること。
- (3) 推進計画及び実施計画の普及啓発に関すること。
- (4) 実施計画の進捗状況の把握及び点検に関すること。
- (5) その他、子どもの読書活動の推進に関し必要な事項。

(構成)

**第3条** 推進会議の委員は、15人以内とし、次に掲げる区分により構成する。

- (1) 公募による市民
- (2) P T Aの会員
- (3) 社会教育委員
- (4) 保育施設職員及び学校教職員
- (5) 子どもの読書活動に係るボランティア団体の会員

(任期)

**第4条** 委員の任期は、3年間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

**第5条** 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、推進会議を代表し、推進会議の運営を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(運営)

**第6条** 推進会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会長は、必要があるときには、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

**第7条** 推進会議の所掌事項に関する調査、研究等を行うため、必要に応じて関係各課等の職員で構成するワーキンググループを設置することができる。

(事務局)

**第8条** 推進会議及びワーキンググループの庶務は、子どもの読書活動主管課が行う。

(委任)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

**附 則**

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。